

この程度で質疑を終了し、意見を求めます。

意見のある方は挙手願います。

〇松崎いたる

私も、この議案についてというか、その中身が大事だと思うんです。公益法人化するに当たって、法人の仕事の内容も変わると聞いていますし、それに伴って、区のほうの仕事もいろいろと変わるというふうに聞いています。大事なのは、公益法人化によって、今まで区が取り組んできた中小企業政策・産業政策が後退することなく、より充実することだということはしっかりと担保していただきたいというふうに思います。また、茂野委員がご指摘いたしましたけれども、評議委員も大分定数が削られて、結果として議会の関与というのも薄くなってしまったということは、これもまた事実だと思います。だからこそ、評議委員の議会代表としてはぜひ頑張っていただきたいのと、しっかりとした運営をしていっていただきたいというような意見を述べた上で、本議案は名前を変えるというだけですから、賛成をいたします。

〇委員長

以上で意見を終了いたします。

これより表決を行います。

議案第39号 公益的法人等への板橋区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を 原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という人あり)

〇委員長

ご異議がないものと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〇委員長

次に、議案第40号 東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例を議題といたします。 本件について、理事者より説明願います。

〇課税課長

議案第40号 東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げま す。

説明につきましては、議案説明会資料のほうで進めさせていただきます。ページは2の1



からということでお願いいたします。

議案の内容としましては、6件ございます。

まず、改正の税目でございますけれども、特別区民税、特別区たばこ税の2項目でございます。

改正内容、1、年金所得者の申告手続の簡素化。これにつきましては、公的年金などに係る所得以外の所得がなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合には、申告の提出を不要とするというものでございます。これは、所得税法の改正によりまして、公的年金などに係る源泉徴収税額の計算で、控除対象に寡婦控除(寡夫控除)が加えられることになりました。このことで、年金保険者に提出する申告書に寡婦(寡夫)の記載が加わりましたので、区へは年金保険者から情報の提供がございますので、区への申告手続を簡素化、省略するものでございます。

次に、2、たばこ税の税率の引き上げでございます。法人実効税率の引き上げと課税ベースの拡大措置に伴い、都と区の増減収を調整するために、都のたばこ税の一部が区のたばこ税に税源移譲されるものでございます。内容につきましては、法人税を国と地方の実効税率ベースで約5%引き下げを行いました。具体的な数値ですけれども、40.69%から35.64%に引き下げられました。企業の国際競争力の観点から行う国策であるために、地方税に対して極力影響が出ないようにということで、たばこ税により、その増減を調整するものでございます。

区に交付される法人住民税は、法人税額を課税標準算出ベースとしているために、法人税の実効税率が4.18%下がると、連動して5.05%下がってしまいます。これとは別に、また都のほうの税について控除の見直しなどを行った結果、都のほうは増税になりまして、区のほうは減収となるという形になっております。これを調整するために、たばこ税の都税分を減らして区税分をふやすというものです。

具体的に1箱のたばこで見た場合でございますけれども、1箱410円のたばこ、区税分は今92.36円ございます。これが105.24円になります。12.88円の区のほうの増収となります。また、都のほうは30.08円から17.20円に減少します。24年度の予算ベースで算出しますと、区のほうの直接の増収分につきましては4億5,500万円ということでございます。ただし、交付を受けている法人住民税等の交付金については、その調整で減ってくる可能性があるということでございます。

3番目に、区税の分離課税に係る所得割額の特例等の廃止でございますけれども、これは、

退職所得に係る区民税の10%税額控除を廃止するというものでございます。昭和42年1月から、退職所得につきましては翌年課税から現年課税に移行しました。当時の1年定期の金利が約6%程度であったことから、これを現年に払って、翌年に払われたものが現年に払われるということで、遺失利益、この部分の相当として10%の税額控除が実施されています。40年以上経過した現在、金利はほぼゼロ金利となっており、また、激変緩和措置や遺失利益補てんの必要はなくなったということになりまして、改正が行われたものでございます。

この分につきましては、24年度予算ベースで、退職所得に係る区民税の税額がおよそ3億円でございますので、その10%、3,000万円の直接の増収が見込まれます。この経費についてでございますけれども、政府が見積もる震災復興のための地方独自事業経費の0.8兆円の一部となっております。

4番目に、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例の創設でございます。東日本大震災により、居住していた家屋が滅失し居住できなくなった方について、居住用家屋の敷地を譲渡した場合に、申告に特例の適用を受けようとする旨の記載があるときに限って、譲渡所得の課税の特例に係る譲渡期間を、東日本大震災があった日から同日以後7年間を経過する日の属する年の12月31日までの間に4年間延長するというものでございます。通常は、現行では3年が限度となっております。

続きまして、5番目、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例でございます。東日本大震災によって家屋が被害を受け、居住することができなくなった家屋の住宅借入金等の特別控除と、震災被災者が被災により再取得する住宅借入金特別控除は、重複して適用できるということになります。本来、住宅借入金特別控除は、居住している期間のみを適用期間としているということでございますけれども、震災により居住できなくなった住宅は居住しているものと見なすこととして、さらに、今回取得するものについても上乗せといいますか、再取得の分も合わせて適用するというものでございます。

6番目、区民税の税率等の特例等。東日本大震災から復興を図る目的として、平成23年度から平成27年度までの間において緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年から平成35年度までの間、区民税の均等割の税率を現行の3,000円から3,500円として、500円の増額をお願いいたします。既に都においては、均等割1,000円から1,500円という形で500円アップを決定しております。

7番目、文言整理ということで、これまでの文言を整理させていただく7項目でございます。



以上で、雑駁でございますけれども、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろ しくお願いします。

〇委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

〇茂野善之

それでは、簡単に。

たばこその他についてはほかの委員に任せて、区民税が500円上がる。東京都の区民税も500円上がるということは、プラス1,000円の増税ということになると思うんですが、これは、課税非課税者がいると思うんですけれども、課税対象者だけがこのような税金の値上げになっているわけですか。

〇課税課長

この部分につきましては均等割の部分でございますので、課税をされている者のみということで、具体的には単身でほかの控除がない場合は所得が95万円程度、また、寡婦(寡婦) 控除、障害者控除のある方については125万円以下の方は課税されません。

以上でございます。

〇茂野善之

東京都のほうはさておいて、この500円を10年間、臨時的に震災の復興の目的でということですが、金額はそこそこの金額になると思うんですけれども、集めたお金はどのようにお使いになるんですか。

O課税課長

今回の目的が防災・減災に使うということで限定されておるわけでございますけれども、 特に東日本大震災を教訓とした対策、それから防災・減災のための緊急性の高い施策、また 即効性のある対策、こういったものに使うということで値上げさせていただきます。

〇茂野善之

ということは、集めた500円の分に対しては、板橋区においては復興の基金のために集めたお金ですよというふうに、別の枠としてきちっとした、基金じゃないですけれども、そういったものに入るのか、それとも、そうじゃなくて一般財源にすっと入って、どういうふうに使われたかわからなくなっちゃうということですか。

〇課税課長

実際のところの運用につきましては、財政サイドでお話があるかと思いますけれども、基



本的には区税収入でございますので、一般財源として入ります。これにつきましては、特定の財源ということではありませんので、入った分、幾らがどこの部分に充当するという形での、税額での表示は出てまいりません。

〇茂野善之

ただ、いただくときに復興を目的とするというふうに理由をつけていただくわけですから、 私としたら、その分に対して別に勘定の項目でも、小林委員がよく言っている複式簿記じゃ ありませんけれども、そういった口座に入れて復興の目的に使うべきじゃないかと思うんで すが、そういったお考えはないんでしょうか。これは所管が違うのかな。

O財政課長

ご質問の件でございますけれども、まず、今回の改正の意図なんですけれども、東日本大 展災の影響を受けた直後、平成23年度から5か年をかけて、地方において緊急に防災のため の施策をやってほしいというのが国の要請でございまして、23年から27年までの5年間。た だし財源としては今すぐ手当てはできませんけれども、26年から35年までの10年間で手当て しましょうというのが、まずこの考え方でございます。

これにのっとりますと、板橋区の場合ですと、23年、昨年度でございますけれども、2度ほど補正予算を組んでございますし、24年、今年度予算につきましても、いわゆる新たな防災対策として10億6,000万ほどの予算を組んでございまして、両方合わせますと、予算総額としましては14億円ほどの対策を既に行ってございます。ただ、これは税でございますので、一般財源ベースに直しても、国・都支出金等を除きましても11億円程度は既に実施をしているという形でございます。

今回の均等割500円の増額によりまして、単年度当たりの増収額が大体 1 億3,500万ほどというふうに聞いてございますので、10年間では13億というふうなことで、それに照らし合わせますと、法の趣旨からいたしますと、既に13億5,000万に近い防災対策として、板橋区としては既に実施はしているという形にはなりますけれども、これだけではなくて、今後も当然地域防災計画の見直しをしますので、そういった中で、この財源を活用しながら、今後も安心・安全のための施策を推進していきたいというふうに考えてございます。

〇茂野善之

ただ、区民からしてみたら、500円を余分に払うわけですから、その分はちゃんとした復 興に使われましたというようなものがある程度の形として見えないと、いかがなものかなと 思うんです。だから、それは一般財源に入れて使途がわからなくなるというのもいいですけ

れども、ことしは大体 1 億3,000万なら 1 億3,000万ほど復興財源が入りました、それに伴って、復興に伴う予算はこのくらいつけて、こういうふうに使いましたというような多少の説明でもないと、ただ500円の増税なんだというふうなイメージにとられちゃうと思うんです。国民・区民は、復興のためにはこのくらいのお金を出そうという人は幾らでもいると思いますから、そのお金を復興のために私は使うべきだと思うんですね。ある程度、そういう目的で使ったというような形を残してほしいなと思うんだけれども、そういうことはできないんでしょうか。

〇財政課長

区民への周知並びに結果というか、使った先を区民の方にお知らせしていくというような ご質問かと思います。

確かに23年度、昨年度の補正予算と今年度の当初予算でもそうでございますけれども、既にどういう施策をやりますというのは、議会の皆様にもご提示してございますので、そういった、この財源、26年度から増税をお願いするわけでございますけれども、その段階では既に23、24、25、3年間の対策が積み上がっておりますので、そういった施策に対しまして、こういう施策に対して予算措置としてはこういう予算、決算としてはこういう形で、お示しできるようなものは常に用意しておくべきかなというふうには考えてございますし、当然、26年度からの課税でございますので、課税する段階では、納税通知書を発送する段階で、多分課税課のほうでも、その辺の説明についてはきちっとした形でやっていくべきだし、やっていくというふうに考えているものでございます。

〇茂野善之

最後にしますけれども、我々も区民からの負託を受けてこういうふうに質問しているわけですけれども、区民に対して、今度500円増税になった、これはどういうふうに使われるんだといったときに、一般財源に入って、多分そういったふうにやって多少は使われると思いますよぐらいじゃ、なかなか納得は得られないと思っているんです。だから、増税の分はこういった復興の目的で使うというような話が区民にできれば、一番理想だとは思うんですけれども、残念ながら区として、国の政策でしょうからなかなか難しいとは思いますけれども、そういう見える形で復興のほうに極力使ってほしいなと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

〇松崎いたる

私も質問します。



私も茂野委員と同じように、6番の区民税の税率の特例等というところには多いに疑義が あるんです。ちょっと重なりますけれども、まずお聞きしたいのは、この税金は目的税では ないということなんですか。

〇課税課長

基本的には住民税、一般財源に入ってくる、目的税ではないということです。ただ、これにつきましては、増額するに当たってということで、日本全体が協力しようと、お互いに負担を分かち合おう、そういった趣旨で増税されるというところから、目的税というふうには言い切れませんけれども、目的は持ったものだというふうに考えております。

〇松崎いたる

日本全国が協力し合って復興のためにというのは、大変すばらしい理念だと思います。では、お聞きしますが、東日本大震災の被災地である東北3県、ここも同じ税率でこの復興税を納めなければならないということなんでしょうか。

〇課税課長

その点につきましては、お答えそのとおりでございまして、陸前髙田とか大船渡市は既に 1定でこのことは決定しております。ただ、地方によっては、緑の振興だとか、いろいろな 形で均等割をふやしているところもございます。そういうところについて、若干まだ情報が 入ってきていなくて、上がっていないところもあるやには聞いていますけれども、まだ上げ ないという決定をしたというところは聞いておりません。

〇松崎いたる

被災地の復興のためにみんなが支えようというのに、被災地も500円、この板橋区も500円というのは、ちょっとおかしくありませんか。被災地が500円で、私はそれがいいとは思わないけれども、被災地は500円だけれども板橋区は1,000円、2,000円で、板橋のほうから被災地の復興のためにお金を出そうというのだったら、まださっき言ったみんなの支え合いとかいうのはわかるんだけれども、板橋区が500円納めてもらったのは板橋区の中でしか使えない財源なんじゃないですか。どうですか。

〇課税課長

これは国のほうの財政の組み立ての考え方も一つあると思いますけれども、地方で500円 アップすることによって、各地方への交付金、これを減らすことができます。その部分につ いて財源充当として復興財源に充てるということが一つあります。それから、復興という考 え方ですけれども、被災地だけの復興ということよりも、阪神・淡路大震災の経験からこの

金額が算出されているわけですけれども、必ずその自治体自治体で今後の防災に備えてということで、当然の動きがあった。そういったものを含めて、各地方が自分たちで考えて実施するものについてこの増税分を充てる。そのかわり、その分は地方の財源がふえた、その分の交付金については復興財源に充てていくんだろうというふうに考えております。

〇松崎いたる

充てていくんだろうというところがふにゃっとなったんだけれども、そうなっているの。

〇課税課長

この辺については、総務省からの説明等で、そういう形になっているふうには聞いておりますけれども、具体的に幾らがどこにということで私ども聞いておりませんので、こういった説明でご勘弁いただきたいと思います。

〇松崎いたる

好意的に判断すればそうなるのかもしれないけれども、確約すらないということですよね。 今、この増税をしますという条例が上がっているときに、復興の思い、被災地を助けてあげ たいという区民の思いをどう生かせるのかというところについて、きちんと説明ができない ということだと思うんです、今のお話だと。だろう、そうなんじゃないかなんて、期待はわ かりますけれども、そういうところで、何でこういうふうになるのかなと。

しかも、東日本の復興だと思ったら、ほかの災害もあるとか、復興じゃないじゃないですか。防災と復興は違うと思うんです。復興というのは、一回地震や災害でだめになっちゃったものを立て直していくという、そのことでしょう。それから、これから起こる地震や津波に備えるというのは、また別の課題だと思うんです、私は。その辺が目的の中でもごっちゃになっていてわかりにくくなっていて、区民には確かに復興ということでお願いをするのかもしれないけれども、その使い道というのは定かでないというような話かなと思います。

文句ばかり言っていてもあれなので質問しますけれども、今回、所得割じゃなくて均等割のほうが増税されていますよね。均等割というのは、応能じゃなくて応益性のあるものだというふうに私は思っているんですが、それでいいんでしょうか。応益的な性質を持つ税金だというとらえ方でよろしいんでしょうか。

〇課税課長

おっしゃるとおりで、均等割については応益負担ということで考えております。全体の大枠で、復興財源につきましては、全体で10兆円程度見込んでいるところなんですけれども、7.5兆円については所得税の増税で賄っております。均等割の部分では0.8兆円。その部分を、



今回増税、区のほうでお願いをすると。ですから、全体としましては応益負担もあり、また 応能負担もありということで、バランスをとった増税だというふうに考えております。

〇松崎いたる

私、応益性かと確認したのは、応益性というのは、500円納めたら500円分の利益を区民に 還元しなきゃいけないと思うんですよね。しかもここでは、復興とか防災とかいって500円 だといっているんだから、確実に500円分、復興あるいは防災というものを還元しなきゃい けないと思うんです。先ほどからの答弁で、何かその辺が一般財源になって、理念としては そうだけれども、必ずしも一般財源だからいろいろなやりくりの中でわからないというのは、 応益性という税の性質からいって、ちょっとわかりにくくなっているんじゃないんでしょう か。

だから、茂野委員のご提案にもあったかもしれないけれども、説明するというだけじゃなくて、仕組みとして、この500円は区の中のやりくりの中で別枠にとっておいて、その中の予算として使っていくというようなことは、区独自でできるんじゃないですか。どうでしょうか。

O財政課長

先ほどから申し上げているとおり、この法律につきましては、震災直後の23年度からの5年間を集中的にやる期間というふうに定められております。実際、その財源の手当てとして、一般財源でございますけれども26年度から10年間ということで、ちょっと期間がずれているというところで、なかなかわかりにくい、つかみにくい今回の地方税の改正になっておりますけれども、今回、地方税法の改正の趣旨からしますと、復興というよりは各自治体の防災のために使うということで、最初の5年間を集中期間でやってくださいと。

そのかわり、26年度からの10年間で、ちょっとずれますけれども、財源的に補てんしますというのが今回の地方税法の改正ですので、それにのっとって考えれば、先ほど答弁したとおりでございますので、どこに使われたかわからないということのないように、我々も、先ほど申し上げた、26年度に税金の増額をお願いする段階では、これからお願いするものについては、こういうものに使わせていただきましたというようなものは用意させていただこうかなというふうには考えてございます。

〇松崎いたる

私が言っているのは、1億3,000万円区民からいただくんだったら、毎年毎年1億3,000万分は、この目的に照らしたものに充てていかなきゃいけないと私は思うんです、それ以上の

ものに。変なとらえ方をされると、防災を毎年1億3,000万円でしかやらないというのは、これはまた違うと思うので、通常の防災の計画にプラスアルファして1億3,000万円分やるということをきちっとやるべきだと思うんです。

すみません、今の質問の揚げ足を取るわけじゃないんだけれども、さっき、復興というよりはとおっしゃっていたでしょう。私はその話を聞いて、またわからなくなった。この税金は、復興のためなんですか、防災のためなんですか、はっきり言っていただきたいんです。

〇課税課長

この法律につきましては、この法律の趣旨説明のところにございますけれども、東日本大 震災復興基本法第2条に定める理念に基づきということで、防災・減災に充てるというふう に書いてございます。ですから、この理念の中のことで復興ということは出てきますけれど も、具体的には板橋区の防災・減災に充てる経費というふうに考えております。

〇松崎いたる

ということは、もう一つ言いたいのは、所得割のほうなんです。所得割のほうこそ、ゆとりのある人にはそれなりにもっと払っていただいて、困っている人からは、被災地や福島から焼け出されて板橋に越してきたという方もいらっしゃいますよね。そういう方については軽くするというほうが、支え合いの理念に合致しているんじゃないかと思うんです。なぜ、均等割のほうが増税されて、バランスをとっているとおっしゃっていましたけれども、もうちょっと具体的に所得割とのバランスについて教えていただきたいんです。

〇課税課長

今、実際に被災された方が板橋区にも来ているという話もございます。そういった方々については、基本的には減免の措置がございます。ですから、そういった方には、申し出てもらえれば、課税することはないということが一つ。

それから、実際にとる方々についてですけれども、お金のあるないということもいろいろな関係があると思いますけれども、基本的には、さっき申し上げましたように、最低限、均等割のない方々については課税がないわけですから、均等割はないということでございます。

〇松崎いたる

あと、法人税というのもあると思うんです。景気低迷して法人もなかなか厳しいことはわかっているんだけれども、中には好調な法人もいらっしゃるわけです。法人からも、復興あるいは防災に負担をしていただくという考え方はないんですか。法人税は今回の税制改正の中でどう変化していますか。

〇課税課長

法人税につきましては、平成24年4月、もう既に始まっておりますけれども、税率2.4% 分の賦課税を課すということになっております。所得税につきましては、25年1月から25年 間、所得税額に2.1%が上乗せされる、この分が応能負担という考え方になります。

〇松崎いたる

大事なところを半分言わなかったでしょう。法人税は減税もあるんじゃないんですか。減 税と増税、差し引きするとどうなりますか。

〇課税課長

先ほどたばこ税のところで、法人税の減税のことを申し上げました。まず、減税が既にされている中で、復興増税ということで、それが上乗せされているという考え方です。

〇松崎いたる

具体的に差し引き幾らになっているんですか、法人税は。減税と増税を合わせると、税が ふえているのか減っているのか、その辺をお示しいただきたいんです。

〇課税課長

具体的に説明申し上げますと、約5%法人税を引き下げ、その後に賦課税として2.4%引き上げたと。ですから、国際競争力等を上げるために2.6%がトータルでは減税になっているということになります。

すみません、ちょっと申し上げ足りなかった部分がありますけれども、先ほどのたばこ税 のところで申し上げましたように、法人税率については、課税標準のところで5%の減税は いたしましたけれども、税額全体としましては、すそ野を広げるという形で控除額等の見直 し等を行っておりますので、差し引きで大体同じぐらいの金額になっておりますので、5% の部分については、減税にはなっていない部分もあるということでございます。

〇松崎いたる

その辺をはっきりしてほしい。何かその辺が同じぐらいとか、わからないじゃない、ぐらいと言われても。2.何%減税になっているんでしょう、法人税は。それでいいんですよね。 減税の恩恵を受けている法人は多いということですよね。

〇課税課長

数字で申し上げますとそういうことになりますけれども、法人によっては、規模とか個人・法人によって税率が違いますので、一律にどうかということは申し上げられないところでございます。

〇佐藤としのぶ

私も確認をしたいんですが、先ほど、年間の増税額が1億3,500万ということで、これは 単純に割れば27万人が増税の対象ということでよろしいのかというのが1点と、あとは先ほ ど来ずっと議論になっているのが、23年度にやった事業が約14億円あって、その財源として、 10年間かけて13億5,000万程度を徴収するための増税だという、この認識でよろしいんでし ようか。

〇課税課長

おっしゃるとおりでございます。

〇佐藤としのぶ

両方ともこれでいいんですね。

〇課税課長

はい。

〇佐藤としのぶ

あとは、他の自治体も、先ほど議論になっていたのをまとめて言いたいんですけれども、 額も期間も、また均等割で上げるということも、全部同じようにやっているんでしょうか。

〇課税課長

これは地方税の関係で、全国一律ということでございます。

〇佐藤としのぶ

そうすると、まず最初に、既に14億使っているというところについてですけれども、これは茂野委員もおっしゃっていましたけれども、それをちゃんとリストアップして、これに使いました、そのための財源をこれから集めるんですということを、説明するという話されていましたけれども、その前にできれば、本当はきょうの資料にも出していただければよかったと思うんですよね。14億円使いました、それを10年間かけて徴収するんですという、防災の対策をやったリストは、もしかしたら防災危機課のほうになるのかもしれませんけれども、それは資料でもしいただけるなら、いただければ、我々も区民に説明しやすいと思いますので、お願いしたいと思います。

他の自治体も同じだということの話の続きなんですが、今度、23年度に14億円分やったということですが、27年度まで5か年で緊急対策をやるようにということであれば、まだ、ことし、来年、再来年と、防災対策をやらざるを得ないものが出てくるかもしれないですよね。そうしたら、そこでまた10億円かかった、5億円かかったとなったら、この500円だけじゃ



足りないわけですよね。そこを、きょうの条例案では500円増ということで出ていますけれども、また新たに、やはり3,700円にしますとか、4,000円にしますとか、そういったことというのはあり得るんでしょうか。

〇課税課長

まず、14億円でございますけれども、23年度と今年度、24年度の当初予算を合わせた防災 関係の新規の予算額の総額でございます。

(「もっと防災対策をやれば、さらに増税するか」と言う人あり)

〇課税課長

当然、今後も、先ほど申しましたとおり、地域防災計画の見直しを踏まえた対策をとっていくことになりますので、今回増税される分を上回るものの対策も当然出てくると思いますので、その部分については一般財源で対応していくという形になろうかと思います。

〇佐藤としのぶ

一応確認としてですけれども、増税はこれで一たんはおしまいで、何があるかわかりませんが、また大地震が起きてということがあるかもしれませんけれども、そのときはわかりませんけれども、現段階ではここが一応の上限、頭打ちだということの認識をさせていただきたいと思います。そうしないと、なかなか我々も説明ができないものですから、今後も何かあるたびに、また額を上げるかもしれない、一般財源じゃ足りないからより増税します、これをずっと、そのたびそのたび繰り返されたら困るので、そこだけ認識をとっておきたいんですけれども、お願いします。

〇課税課長

全国の、また国で対策を考える部分の税金も含まれますので、私どもで確実に増税はなしだということを申し上げられませんけれども、少なくともこれをつくる段階で、先ほど申し上げていますけれども、23年から5年間に必要な経費、それからその後にも必要な経費ということで、5年間で19兆円、その後も含めて23兆円という試算をした上でこの経費を見積もっておりますので、その範囲では増税はないというふうに考えております。

〇委員長

この程度で質疑を終了し、意見を求めます。

意見のある方は挙手願います。

〇松崎いたる

今度の改正の中には、私、疑義があるところだけしか言いませんでしたけれども、歓迎す

べき点も幾つかあると思います。まず、そこを言いたいんですけれども、例えば、東日本大 震災にかかわる被災地住居財産の敷地にかかわる譲渡期限の延長、これは歓迎すべきことで す。また、東日本大震災にかかわる住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例、これも求 められている課題だというふうに思います。年金所得者の手続の簡素化なんていうのも、これは利便性を図るものなので異論はございません。

ただ、質疑で申し上げました区民税の税率、均等割を500円上げるということにつきましては、まず第一に区民生活への影響が大きいと言わなくちゃならないし、均等割ですから、所得が多い人は500円ぐらいと言える人もいるかもしれないけれども、所得のぎりぎりの人、少ない人なんかは500円というのは大きいと思うんです。しかも、都税と合わせれば1,000円ですから、それをまた10年、長期にわたるというのは、大変暮らしに影響があるだろうということです。

2番目は、目的についてなんですけれども、今、私、るるやりましたけれども、被災地の 復興のためなのか、あるいは板橋の防災強化のためなのかというところで言うと、やはりそ こがはっきりしない。目的税だというのであればすきっとはっきりするのかもしれないけれ ども、目的は復興のためですが、いや、復興といっても中身は防災のためですと言っておき ながら一般財源に入っちゃうというのは、ご答弁いただいたけれども、それの確実性を担保 するということにはならない。

だから、今、どちらかというと板橋は財政困難、財政困難と言っているさなか、やりくり 大変だと言っているときに、確実に応益性が担保されなければならない500円が、防災とい う目的のために使われるかといったら、その保障もないというところでは、区民の皆さんに、 復興のためです、500円協力してくださいと言っておきながら、実は納めちゃったら使い道 は区の勝手というのは、区民に対しての信頼を裏切るものだというふうに言わなきゃならな いし、今回の税制改正の制度設計全体の中で言うと、被災地でも500円、板橋でも500円とい う制度設計のまずさ、これは被災地を応援するということに直接つながらないというところ が、これまた問題だと思います。

あわせて、法人税のことを言いました。法人の方々、国際競争力を高めるため減税を受けるということなんですけれども、国際競争力ができるような大きなところは、それでいいかもしれないけれども、国際競争どころじゃないというあっぷあっぷのところは、減税の恩恵といっても、逆に減税の恩恵は小さいわけです。いろいろな増税があって、結局、国際競争力をするような大きな企業は差し引きで2.5%の恩恵を受けるというのも、税の公平上もよ

ろしくないというふうにも思います。

もとをただせば、民主党政権になって、国会の論議も余り、私からすると十分な議論もしないでささっと決めて、復興だ復興とみんなが復興のためにやろうというときの思いを逆手にとるような中で500円というのを決めちゃった。都税と合わせれば1,000円。こういうのは、私は承服しかねるということもあわせて申し上げて、いいこともありますけれども問題点も多いということで、本議案には反対をいたします。

〇佐藤としのぶ

きょうの質疑の中で幾つかわかったことがあって、それは、震災後に緊急防災対策を既に 14億円、昨年度と本年度でやっている。それを単年度の負担ではなくて、26年度から35年度 まで長期にわたっての負担をみんなでやっていこうという理念であるならば、それはいたし 方ない部分だろうと思います。そこでまた、先ほど言いましたけれども、何かあるたびに増税 登場 していうのをちょこまか繰り返していくようなことはやってはいけないと思いますので、それは政府のほうの計画にのっとってこういった計算がされたということであれば、それを 信頼して、賛成していくのが筋じゃないかなと思います。

あとは、昨年度今年度でやっていた14億円の使途については、きちんと納税者の方にも説明できるように、また我々にも説明していただくように、それは要望しておいて、本議案は 賛成をしたいと思います。ほかの内容についても賛成でございますので、よろしくお願いい たします。

〇小林公彦

さっき質問しようと思ったんですけれども、一緒に申し上げます。

基本的に、すべて賛成で了承します。

結局国で決まった問題です。地方税制は税率もすべて地方で決められませんから、言ってみれば地方分権の話までいっちゃうので、ここは論議してもしようがない問題ですので。ただ、繰り返しになりますが、増税を、今、消費税を論議していますが、庶民は増税に非常に敏感ですし、何に使ったかというのが一番。この趣旨をきちっと話せば、私はほとんどの区民は理解していただけると思います。ですから、今後、あらゆる方法で使い道をはっきり明記できるような方法をしっかりと考えていただいて、特に6番ですね。それをしっかりと要望して、この議案には賛成を表明いたします。

以上です。

〇委員長

以上で意見を終了いたします。

これより表決を行います。

議案第40号 東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成多数 (7-1)

〇委員長

賛成多数と認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〇松崎いたる

少数意見留保。

〇委員長

少数意見留保、わかりました、認めたいと思います。

〇委員長

次に、陳情の審査に入ります。

陳情第55号 北朝鮮による拉致問題解決に向けての更なる啓発活動を求める陳情を議題と いたします。

陳情の朗読を省略し、理事者より現状について説明願います。

〇政策企画課長

それでは、お手元に、北朝鮮による拉致問題解決に向けての更なる啓発活動を求める陳情ということで、提出者は記載のとおりでございます。

陳情の趣旨といたしましては、大きく5項目ございます。1点目が、板橋区のホームページで拉致問題を取り上げること、それから板橋区のすべての公共施設に拉致被害のポスター等を必ず通年で張ること、3つ目が、拉致被害者の講演を積極的に進めること、4点目が、区長がブルーリボンを必ずつけること、5点目が、すべての公立小学校で政府拉致問題対策本部のアニメ「めぐみ」を必ず視聴させることということです。

区の取り組みでございます。現在、区のほうでは、ホームページの中に男女平等参画・人権という項目を立てまして、その中で人権ということで項目がたくさんございます。法務省ですとか、または全国の人権擁護委員会の啓発活動ということで、毎年重点目標を決めてございます。平成24年度も年間の強調事項17項目というのがございまして、こういったものを